

## 『ちばSSKプロジェクト』等に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と株式会社セブン－イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、「ちばSSKプロジェクト」（高齢者孤立防止活動）、高年齢者雇用及び認知症サポーターについて、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、乙が日常業務として行う買い物弱者である高齢者の支援を通じ、ひとり暮らし高齢者の異変を察知した時に、市町村に通報する活動を実施するとともに、認知症サポーターの養成、併せて高年齢者の雇用を推進すること（以下「乙におけるSSK活動等」という。）について、甲及び乙が積極的に協力して取り組み、ひとり暮らし高齢者等が、地域で安心して生活ができるようにすることを目的とする。

### （甲の役割）

第2条 甲は、県内の市町村及び関係機関に対して、この協定の趣旨の周知を図るとともに、市町村における取組が円滑に行われるよう、助言等必要な支援を行うものとする。

### （乙の役割）

第3条 乙は、加盟店及び従業員等に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、乙におけるSSK活動等が円滑に行われるよう次の各号に取組むものとする。

- （1）乙は、お届けサービスを通じて、買い物弱者である高齢者の買い物支援に取り組むものとする。
- （2）乙は、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会を目指し、認知症サポーター養成に取り組むものとする。
- （3）乙は、高年齢者雇用に努めるものとする。
- （4）乙は、本事業を通じて高齢者の地域活動支援に取り組むものとする。
- （5）その他、乙は、甲の高齢者施策にできる範囲で協力するものとする。

### （個人情報保護）

第4条 甲及び乙は、乙におけるSSK活動等を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

### （費用負担）

第5条 乙におけるSSK活動等に要する費用は乙の負担とする。

(相互連携)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第7条 社会情勢の変化等によってこの協定に不備が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙で協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、乙から年間計画書が再提出されたときは、当該有効期間満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年7月31日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
千葉県  
千葉県知事  
森 田 健 作

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長 〇〇  
井 阪 隆 一